

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高浜市長

公表日

平成27年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合: 被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付・市町村: 各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収である。 <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①被保険者の資格管理</p> <ul style="list-style-type: none">・75歳年齢到達者、65歳～74歳で一定の障がいのある人に対して後期高齢者医療保険資格の取得・喪失等に係る届出の受付を行う。・後期高齢者医療被保険者に対して被保険者証を交付(再交付)する。 <p>②保険料の管理</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合で決定した賦課情報を元に期割情報を作成し、被保険者へ決定通知書及び納付書を送付する。 <p>③医療費の給付管理</p> <ul style="list-style-type: none">・医療給付の支給に係る申請書の受付を行い、後期高齢者医療広域連合へ申請書を送付する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第59号、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民窓口グループ
②所属長	市民窓口グループリーダー 三井 まゆみ
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高浜市 市民総合窓口センター 市民窓口グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高浜市 市民総合窓口センター 市民窓口グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

